

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 12 月 24 日 (水)

## 令和7年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年12月24日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第4 議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第66号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第36号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 4	内田	信行	君
区域 5	平牧	直樹	君				

欠席委員 2 番 齋藤 和子 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君
局長補佐	松澤	一樹	君

午後 2 時00分開会

○局長補佐（松澤一樹君） 定刻になりましたので、令和 7 年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、議長である齋藤会長より欠席届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、原田会長代理に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 7 年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の茅ヶ崎市農業委員会総会を傍聴したいとの申出がございました。許可いたしますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

（傍聴人入室）

傍聴される方に申し上げます。

茅ヶ崎市農業委員会会議規則第19条の規定により、傍聴にあたっての注意事項を守ってくださいますようお願いいたします。

なお、本日は、2番齋藤和子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、13名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。5番小西利章委員、10番野中清委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1、議案第62号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたしますが、1番案件が出席委員の審議案件となっており、また、別の出席委員が申請の代理をしていることから、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時03分休憩

(本人案件のため当該委員退室)

---

午後 2 時04分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第62号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

9番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9番（廣瀬正実君） 議案第62号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年12月10日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、畠、1,100m<sup>2</sup>でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、タケノコ、柿を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人52歳、従事日数360日、専業、配偶者52歳、従事日数360日、専業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ござりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第62号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時06分休憩

(当該委員入室)

---

午後2時07分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第2、議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。3番柿澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（柿澤博君） 議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年12月11日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、6筆、いずれも畠、合計854m<sup>2</sup>でございます。

申請目的は、駐車場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内をアスファルト舗装とし、雨水処理につきましては、申請地北側に単粒碎石の浸透構造を設け、場内に勾配をつけることで、その浸透構造に集め処理するほか、オバーフローについては北側に隣接しております道路側溝において処理します。

隣接地への被害防除につきましては、農地との隣接する箇所にコンクリートブロック及びメッシュフェンスを新設し、被害防除を図る計画となります。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件につきましては、今年の7月7日に道の駅湘南ちがさきがオープンしたところですが、オープン以降、駐車スペース不足等により、道の駅周辺で渋滞が発生しており、渋滞解消を図る必要が生じたため、新たな駐車場敷地の確保を目

的とした申請になります。

譲受人が実施している交通量調査等により、現状で、駐車スペースが100台程度不足していると考えられることから、道の駅の南側にあります神奈川県所有の敷地を借りることで80台程度、そして今回の申請地で28台分のスペースを確保することで、不足分を充足する計画となっております。

申請地を選定した理由につきましては、早期に渋滞を解消する必要があることから、交渉期間等を短縮することを図るため、地権者がまとまっている区域であったことによります。

被害防除につきましては、先ほど委員からご説明がありましたが、申請地周辺は、農地が多くあることから、営農される方が使う道路と道の駅来訪者の導線が重ならないよう、鉄砲通りから直接申請地に入れるよう、周辺農地に配慮された計画となっております。

また、地元への説明といたしましては、地元生産組合や自治会には説明をしており、予定といたしまして2月の広報紙にあわせて、周知チラシを配布する予定と聞いております。

立地基準、一般基準ともに満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長（原田勝幸君）では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○区域3（三橋清高君）本件を進めるにあたり、許可要件は満たしているのでしょうかけれど、道の駅と申請地の間の農地の農業者の方から相談を受けまして、本件について話を進めているようだけれども、そうなりますと道の駅があって、申請地があって、間に農地があるという虫食いの状態になる、白農振地域、それに当たって、農業委員会として、どのような審議を進めていくのか、どうなっていくのかという相談を受けたのですが、どうすればよろしいのか。

○局長補佐（松澤一樹君）今回の計画において、場所が選定された理由としては、ご説明したとおり地権者がまとまっているということで、交渉期間をなるべく短縮することで、早期に駐車場を作りたい、オープンしたいということによるものなので、道の駅の隣の農地については、地権者がそれぞれ異なっていることから、交渉でまとめるには時間がかかるということで、あくまでもスピードを重視するための選定をしたと聞いております。

○区域3（三橋清高君）先ほど、地域、地権者に対して、生産組合を通して説明をした

とのことですが、全く、地権者の方はその説明を受けていないので、それで相談に来られた。その現状を無視して進めてしまって良いものなのか。一体の白農振地域、柳島の農振地域の一画を変えてしまう。柳島の白農振地域をどうするかという問題になっていく、そういういたところを見ていかなければいけないと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） 当然、今ある農地を将来にわたって、残していくこうということで、皆様にこれまでご審議いただきました地域計画、そちらにおいても、農地を残していくきたいということで、農業関係者で進めているところです。ただ、どうしても、農地法5条の申請というのが、立地基準、一般基準ともに満たしていると許可の対象になりうるというところで、土地の制限というところまでは、なかなか踏み込むことが現状出来ないのと考えております。

○区域3（三橋清高君） 申請地と道の駅との間に、それぞれ異なった地権者がいるとおっしゃいましたよね。それが問題となった場合、許可要件とは関係ないのかもしれません、それをどのように捉えていくのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請 자체を農業振興地域だから止めていただくというのは、正直、今の法規制の中では、出来ないのが現状となります。できることなら、地域計画の中で今後、誰がこの農地を今後もやっていくのかというのをあらかじめ、決めていただいた上で、営農環境を整えていくのが、必要になってくると考えております。

○事務局長（岡崎貴裕君） 例えば、昨年、話し合いに参加していただいた地域計画で色付けをされている土地であれば、一旦、地域計画の色を変更するというところで、また、地域の皆さんと話をして、ワンテンポ、クッションを置かないと転用とかも出来なくなりますので、そう言うところも含めて、皆さんの地域で、地域計画に参加していただいて、やるっていうのが、更に、農地を守る手段にはなると思います。

○区域3（三橋清高君） 現状、白農振地域であるあの界隈は、色塗りはされているのでしょうか。

○局長補佐（松澤一樹君） 一部、色塗りはされる予定です。

○区域3（三橋清高君） この当該地域は該当しない。

○局長補佐（松澤一樹君） そうですね、鉄砲通りよりも北側のところになるかと思います。

○区域5（平牧直樹君） 現地ですけれども、すでに車が入るように歩道が切ってあります。作るときからそういう計画が有ったのではないのかなと詮索をせざるを得ない状態で

す。普通なら、急いですぐやるからとして、そこから入り口を切ったりすると思うのですが、現状は、歩道を作るときにもう入り口は切ってあります。そこから入れるようになっていて、今回の申請もそこから入るので、農道は使わないという考えなのですが、まして、持ち主のほとんどが他の地域の方で柳島の地権者とは、多分、面識が無いと思います。近隣の地権者が直接聞いていない、生産組合、自治会に話したとしても、実際に地権者に伝わっていないと言うことは、いかがなものかなと言うことで、ちょっと、問題があるのかなと思います。

あと、昨日の話で、道の駅に隣接したところは、地権者が多くて、すぐには出来無いだろうという想定ですけれども、実際にそこに声をかけて、例えば、10人いたなかで、8人が売らないとか言うことならば、それはやむを得ないですけれども、そのアクションが無いように思われました。まず、一番良いであろう場所からスタートしてそこがどうしてもダメなのでこっちにしたということなら、話は判るのですけれども。すぐに出来るところが、ここなのでここにしたと言うのは、なかなか、納得がしきれないところなのです。今後も、あそこは、結構、道と畑と段差がある場所なので、機械が入らないところが結構あるので、そういった方向で許可が下りるのだったら、やりたいって言う人も出てくる可能性はあるので、皆さんと同じようにやりたいって言ったら許可が出るのかどうか。その辺もちょっと聞きたいのですが。

○局長補佐（松澤一樹君） まず、一つ目のご質問ですけれども、道路がすでに工事がされていると言うところについては、こちらの工事については、令和3年の4月頃に工事をしたと確認しております。当初は、車、農業をするための車の乗り入れのための工事として、道路管理者と協議して、工事を行ったと承知しておりますので、直接、今回の道の駅の駐車場とは、また、別の話になると考えております。

二つ目は、地域における生産組合や自治会にお話をしたところではあるのですが、このことにつきましては、まだ、全員にこういった情報が行き届いていないのかなと、こういったご意見が有る以上は、そうは思うのですけれども、ただ、説明の方は、譲受人としてしているというところで、もう少し、お時間をいただいて、先ほど、申しましたけれども、広報紙2月号と一緒に周知チラシをまくということで協議していると報告を受けていますので、お時間をいただければと考えております。

最後に、農地の転用については、現状としては、柳島の農振地区、おそらく、2種農地ということになろうかと思いますので、一般基準さえ整えれば、当然、審査はするのです

が、農転が可能なエリアになってしまうと考えております。ただ、農業振興地域であるということもありますので、なるべく、他の所で出来ないかというようなところ、代替性といったところは、申請を受けた際に、特に、注意していきたいというように考えております。

○議長（原田勝幸君） 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

○7番（吉田恵子君） 謙渡人は、もともと農家さんなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 地元でやられていたと聞いております。

○7番（吉田恵子君） 柳島の土地については、自分は耕作しているのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 売買ということで権利が移っていますので、農業委員会の総会で許可の審議をいただいたものです。

○7番（吉田恵子君） 結局、道の駅が出来て、そのそばに農家でないのに、買って、駐車場に転用するようなことでは無いですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 一番初めに購入されたのは、平成4年です。

○区域3（三橋清高君） その後、何年ごとに買い足しているのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 筆がいくつかあるので、一番古いもので言うと、平成4年に売買で所有権が移っております。他の筆を見ていくと、平成30年に売買したものもあります。直近でないものもありますし、平成30年のものもありますし、平成4年のものもあるということになっております。

○区域5（平牧直樹君） 一番最初に買ったところは、今、埋めてあるところですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 少々、お待ちください。少しずれています。今、盛ってあるところよりは、少し、東側になります。

○区域5（平牧直樹君） 盛ってあるところは、後から買ったところなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、そうです。

○区域5（平牧直樹君） 普通、農地にするには、そんな変な場所は買わないと思いますが、何で、そんな場所を買ったのか。すぐに、使える場所なら買うのは判りますけれども。そんな、道も無いようなところを、なんで買ったのかなという疑問を持ちます。

○7番（吉田恵子君） 開発するというのが元々判っていて、そういうことをやるんです。

○区域4（内田信行君） 昨日、茅ヶ崎地区では、一応、ほとんどが、認められないような意見が多かったと思うんですよね。それで、保留にしたと思うんですよ。

○8番（原田勝幸君） そうでもない。

- 区域3（三橋清高君） 結論を出さなかった。
- 区域4（内田信行君） 保留にしたんですよ、結論を出さないとして。小出地区の方ではどうだったのですか。その辺が知りたいです。
- 8番（原田勝幸君） 小出地区は、地域外です。地区部会では、地域外の案件については、案件にならない。小出地区では、茅ヶ崎地区のことはやらないです。茅ヶ崎地区では、芹沢の案件はやらないではないですか。
- 区域4（内田信行君） だけれども、意見としてはどうなのですか。
- 8番（原田勝幸君） それは、そうだけれども。
- 区域3（三橋清高君） 書類をそろえられた、許可要件としては、通すしか無いのだろうけれども。一帯の農地を考えると柳島の白農振のことを考えなければいけない案件でしょというのが、茅ヶ崎地区の考え方です。
- 4番（大竹孝一君） 集約できなければ、虫食いになってしまふ。
- 区域3（三橋清高君） そういうことです。
- 3番（柿澤博君） 農業委員会の委員として、虫食いにしてしまうのは、どうなのがなと思います。白農振全体がまとまって有るところに、ぽつりと駐車場が出来てしまうというのは、不自然だし、農業委員としては、ちょっと、異論を感じてしまう。今、現状にある駐車場にくつついで、それを拡張するような形で駐車場が作られるのなら、まだ判る。
- 4番（大竹孝一君） まだ、判るよね。今回、これ借地権でしょ。使わなくなった場合、アスファルト舗装を原状回復して返すということはない訳ですね。
- 局長補佐（松澤一樹君） 基本的には、道の駅は、ずっと、発展していくようにしたいということなので、この駐車場もそれに応じて、使っていきたいというところです。
- 4番（大竹孝一君） 基本的に飛び地にするって言うことが、ちょっと、解せないのでですが、農地を使う人間としては、そういう風に考えると思うのだけれども。
- 区域3（三橋清高君） 謙受人が借りるとき、1年契約ですので、契約解除されたら自由に、好き放題に出来る訳ですよね、地域の柳島の農地の一体を壊しているところが、すごく危惧している。
- 4番（大竹孝一君） 仮に、道の駅がだんだん落ち着いてきて、必要がなくなりましたよ、ガラガラですよといった場合に、後で、どうやって説明をするのですかね。ずっと、発展することをそれは願うのですけれども、ああいうのは、流行廃りがあると思うから。
- 3番（柿澤博君） 可能性も考えて貰いたいということになります。

○4番（大竹孝一君） やってしまった後、納め方というのが、多分、納得できなくなってしまう。

○3番（柿澤博君） これを譲受人の方で、ちょっと、保留にして貰って、もう一回、考え方直して貰うことは、出来ないのですか。現状の駐車場の隣接部分の方を、まだ、地権者と話がちゃんと出来てないようなことをさっき言われてたのですが、そっちをもうちょっと審議して、まだ、時間がかかるかもしれないけれども、今、急ぎで欲しいという風にしか聞こえないのだけれども、だけど、農地を守るために急がれてはこっちも困るなと農業委員としては、思いますね。

○4番（大竹孝一君） 間に合わせで、やってしまって、後からどういうことだよとその時の委員はちゃんと意見をしたのかよと言われてしまう。

○区域3（三橋清高君） ここで、全く揉まないと。

○4番（大竹孝一君） 同感ですね。

○3番（柿澤博君） 農業委員としてどうするのか。農業委員としての立場からものを言うのであれば、もうちょっと考えて欲しい。

○6番（今井英夫君） 公共性というのは、すごく重要なことだとは思うのだけど、ただ、うちらの立場としては、農業も発展していくかなければいけない、現状維持だけでもしていくなければいけない視点で考えれば、自分はちょっと。

○4番（大竹孝一君） ゆくゆく、やる人が居なくなって、だれか一人が管理するようなことになれば、内側から道路を横切って、裏まで行って、管理するということになるのは、去年、話し合った農地の集積の色づけなどなんだのって言ってやったのが、全然、意味が無いことを話していたことになっちゃうと思うんですね。

○区域3（三橋清高君） たまたま、色塗りをしてないけれども好き放題では無いですか。

○8番（原田勝幸君） だからこそ、色分けをしなければいけない、それを言うならば。

○区域3（三橋清高君） それも、有りますけれど。

○4番（大竹孝一君） 今になってしまえばという、話になると思う。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請が出た以上は、保留ということについては、処理期間等があり、申請に対する不作為になってしまいますので、農業委員会として、申請上は特に問題ないので、何かしら、回答をしないといけません。

○12番（朝倉直芳君） よろしいですか。

○議長（原田勝幸君） 朝倉委員、どうぞ。

○12番（朝倉直芳君）　出来ればなんですが、先ほど、生産組合と自治会に説明をしたという説明を受けたのですが、具体的に、どのような形で、譲受人が生産組合なり自治会に説明をしたのか。ただ、説明をしただけでは、具体的にどのような説明がなされたのか、まるつきり見えない形なので、それをもう一つ掘り下げて、説明して貰いたいのと、後、5条申請で賃借権である以上、戻ってくるのが前提なのだから農地に復元することを、賃借権が終わったら、農地に復元することを条件付けて、5条申請の許可を出すというのは可能なのかなと思っています。

いくらアスファルト舗装でも、農地に復元するということを条件つけて、農業委員会としては、対処するしか無いのかなと思ったんですが、いかがなものでしょうか。

○局長補佐（松澤一樹君）　まず、地元や生産組合への説明については、これまでの経緯を話してご理解をいただくように努めたというように聞いております。

農地に戻すかどうかというところは、それぞれ、今回で言うと譲受人と譲渡人がどのように考えるかなので、そもそも、今回は、一時転用ではございませんので、永年の転用でございますので、お互いで納得した上で申請ということになっておりますので、こちらの方で、一時転用で申請しなさいと言うような修正は出来ないというように考えております。

○4番（大竹孝一君）　なんか、公平性を欠くように思える。

○12番（朝倉直芳君）　ということは、要するに、農地に復元することを条件に5条申請を認めるということが出来ないのであれば。単年度、単年度の賃借権なのだから。

○局長補佐（松澤一樹君）　原状回復が絶対というわけでは、当然、そういうパターンも多いとは思うのですけれども、必ずしも、原状回復というのは、お互いの、どういう契約かによります。

○12番（朝倉直芳君）　農業委員会としては、5条申請に当たって、農地に復元することを前提に、5条申請は、農業委員会として認めますよという形は、つけられないのか。

○局長補佐（松澤一樹君）　一時転用は、基本的に3年以内というように決まっておりますので、今回のような長い期間で使いたいといったようなことであると厳しいと思います。

○12番（朝倉直芳君）　5年先にはいりません、譲受人との契約がなくなりました。そうなると、5条申請で転用したのだからもう自由だから、農地で無くなるから、勝手なんだから、それは、ちょっと虫が良すぎるのでは無いかなと思います。

○区域3（三橋清高君）　議会で、1年契約と言っていたのですけれども。1年契約だっ

たら、一時転用で良くないですか、なぜ、永年なのか。

○3番（柿澤博君） そうですよね、永年では無くて、一時転用で良くないですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 基本的に、賃借料をお支払いするための予算を取るのが、その年度分しか取れないというところで、1年契約というように聞いております。

○8番（原田勝幸君） それと農地だとアスファルト敷けないでしょ。

○3番（柿澤博君） 砂利でいいんじゃない。

○13番（村越重芳君） こここの土地って、鉄砲道から、だいぶ、段差が有ったように思うのですが、それを埋め立てたり、それから、コンクリートで囲むのかどうか判りませんが、そういういた費用というのは、譲受人の負担なのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） これは、譲渡人が、支払うということになっています。

○13番（村越重芳君） 譲渡人。

○局長補佐（松澤一樹君） 地権者側ですね。

○13番（村越重芳君） 地権者側が払う。そうですか。そうすると、自分で作ったので、そのまま、利用するということになると思いますが、市街化調整区域の所にそういう永久構造物的なものを作っても可能ですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 調整区域の場合だと建物を建てるのに制限がかかってしまいますので、駐車場ということであれば、農地法も含め、他法令基準等を満たせば、可能かと思います。

○13番（村越重芳君） それが可能だとして、隣にある隣地の方がそれを認めるか認めないかということが、出てくると思うのですが、そういうことについては、譲受人ではどういう風に考えているのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 農地法の申請に当たって、隣接同意、農地に対する隣接同意は、必ずしも、必須では無いとなっておりますけれど、今回は、丁寧にやるべきだということで、隣接同意は、貰った方が良いのではないかということで、すべて、整っております。

○13番（村越重芳君） そうなると、隣接の方は、こんな壁みたいなものを作られるのはいやだよとか、水の吐き出す所がおかしくなってしまうとか言われる部分も出てこないとは限らない、譲受人はどこまで、対処するのかと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） その辺りは、隣接同意を貰う時に、計画の方について、丁寧に説明するようお願いはしていますし、それに基づいて、今回申請書の中に隣接者の同意

というのを付けていただいている所です。

○13番（村越重芳君）隣接の方には、同意を貰っているのか。皆さんから貰っているのか。

○局長補佐（松澤一樹君）人数で言うと3名です。

○13番（村越重芳君）3名ですか。例えば、自分が隣接地の所有者だったら、そういうところからゴミを捨てられてしまうとか、そう言った迷惑をかけられるのではと思うのですけれども、そういうことを含めて、話がちゃんと出来ているのですかね。

○局長補佐（松澤一樹君）できているものと考えています。

○区域3（三橋清高君）出来てないものだから、私が相談を受けちゃう。

○局長補佐（松澤一樹君）隣接同意の方とは、その申請地に接している方です。

○区域3（三橋清高君）住宅街だったらいいじゃないですか。農地一体で考えるべきなのではないのか。

○局長補佐（松澤一樹君）おっしゃることは、昨日もそうですが、分かるのですが、制度としては、申請を受けなければいけないですし、その申請に基づいて、県の審査基準等を満たしているかどうかを判断した上で今回の流れになりますので、制度的には、一般基準、立地基準ともに満たしているものというようには考えております。

○13番（村越重芳君）今回、市が買い取りをするということは、考えていないのか。こういうことを農業委員会が考える話ではないのかもしれないのだけれども、買い取りをするようなことにはならないのですか。

○局長補佐（松澤一樹君）買い取り等については、考えていないようです。現時点では。

○13番（村越重芳君）このような場所で話し合うことでは本当はないのだけれど。買い取った後は、譲受人は、その後ずっと、そこの所に責任を持たなければならない。

もし、返す、駐車場では無くなったときはどうするかといったところまで、考えなければ本当はいけない。駐車場であったとしても2階建てが出来るのであれば、防災センター的なものだって作られないことはないので、そういう所まで譲受人は考えて、やらなければいけないのではと思うのだけれども。

今年の7月のオープンなのに半年でこういったことを考えているのだから、なんか拙速と言えば拙速だよね、とは思ってしまうが、農業委員会として、逃げられないというか、許可を出さざるを得ない、書類が出来ているということになるとこれをどうするか。

皆さんの今の意見では、継続でやっていただいた方が良いのではないか。連続性がある

駐車場にして貰った方が良いのではないかとか。鉄砲道沿いでは無くて、南の方でもいい訳ですよね、不連続を求めるのであれば。だからそういった部分というのが欠けているのかなと思っている。地主さんが少なかったというのが、一番の簡単な話だったんだなと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） そうですね。

○4番（大竹孝一君） 計画したのは、どこなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 謙受人です。

○4番（大竹孝一君） 謙受人として作るのか、それは迷惑がかかっているからすぐにやらなければいけないということで、動いたのか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです、オープンしてから動いたとは聞いています。

○4番（大竹孝一君） さっき言われたとおり駐車場を二階建て、三階建てにするという案もあって、良かったのではないかと思います。

○区域3（三橋清高君） 摃えられているから、許可という流れになるのでしょうかけれど、ここから先は、農業委員の話では無いかもしないのですけれど、市民の人はどう思うんですかね。

○8番（原田勝幸君） どうとも思わないでしょ。

○区域3（三橋清高君） 疑われてもおかしくない案件だと思うんですよ。

○8番（原田勝幸君） 売買になるともっと過激な話になるのね、藤沢みたいに。

○区域3（三橋清高君） これ以上、話す必要が無い。

○区域5（平牧直樹君） 先ほど、隣接の農地には同意を貰ったと言われてますけれども、当該地には、電気とかは付けないのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 付けないと聞いております。計画図にも電線を引くとか、そういうことはないです。

○区域5（平牧直樹君） 道の駅の店が営業している間はやっていると言わされたのですが、7時までですか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。このことについて確認したのですけれども、開設については、まず、道の駅の本体の駐車場が満杯の状態になれば、その時に開ける、常に、オープンではない、現状で言うと、土日祝日、繁忙期を想定していると、開ける際には、誘導員を付けますということです。

○区域5（平牧直樹君） 通常は、閉鎖している。止められないということですね。誘導

員が付くわけですね。

○局長補佐（松澤一樹君） そのように聞いております。

○4番（大竹孝一君） 議長。

○8番（原田勝幸君） はい。

○4番（大竹孝一君） 万が一、この先、契約をしませんよ、賃借しませんよとなった場合に、アスファルト敷きの、良い、そことこの面積のものができるとなると、次に、借りた人が、先ほど言われた、発光、要はライトを付けたり、遮蔽の3メートル位の鋼板を建てたりとかしないという保証は無いですよね。

○局長補佐（松澤一樹君） そうですね。それについては、おっしゃるとおりで、今回の案件だけでは無くて、資材置場で転用していたものが、すぐに、違う目的で、違う形で、使われているというケースが全国的な問題にはなっていますので、これについて、どう対応するのか、考えなければいけない案件となっています。

○4番（大竹孝一君） それが判っていながらも、未来が見えているのに、譲受人で借りてやってしまうっていうのは、これ、なんか。

○3番（柿澤博君） そうだよね。

○4番（大竹孝一君） 作物っていうのは、先ほどの話では、開いているオープン中は、使うと言っていましたが、光で、とう立ちがしてしまって、作物が販売できないような野菜になってしまったりするんです。そういうリスクも考えて貰わないと、そして、好き勝手にされないように、しかも、虫食いで、隣接では無く、虫食いで作られたところで、両方からなんかやられてしまうと耕作できなくなってしまう。

○局長補佐（松澤一樹君） 当然、道の駅を作る際も、そういった光の問題とかを考慮した上で、作られていると聞いております。

○4番（大竹孝一君） 今度、出来る当該用地も光とか投光器を使わないと言っているが、使うようになってしまったら、大変ですよね。

○3番（柿澤博君） 白農地、残った農地は死んじやうよなと思いますよね。

○区域3（三橋清高君） 書類揃えたからやるしか無いけれど、一体で考えると、許可したくない、不許可にはしたい。

○12番（朝倉直芳君） 先ほど言ったように、農地に復元して、返還するというのは、どうしてだめなのか。そう言う条件を付けるのだったら、付けるしかないのではないかと思うのだけれど。

○局長補佐（松澤一樹君） 基本的には、まず、今回の申請者が、永年を希望されているところです。

○3番（柿澤博君） 申請者っていうのは、譲受人ですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回の申請者は、譲受人と譲渡人の両方になります。両方で出してくるものなので。

○12番（朝倉直芳君） 賃借権なのだから、戻す時があるのだから、その時には、農地にして戻して返してくださいよと農業委員会としては、提示するしかないのでは無いかと思うんだけども、それは出来ないのか。

○3番（柿澤博君） 朝倉委員の言うように、一時転用だったら、農地として戻すことになるんですよね。

○局長補佐（松澤一樹君） 現状としては、アスファルトを敷いてしまうと、その下に砂利とかも、当然、転圧をかけて行いますので、今回の計画で、農地に戻すというのはかなり厳しいとは思います。

○3番（柿澤博君） アスファルト敷きでなきやいけないのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 砂利ですと車のタイヤによって、路盤を削っていくらしいです。そうすると、水がたまって、かなり不便になるというところで、今回、アスファルト舗装を計画していると聞いております。

○事務局長（岡崎貴裕君） 今、先行して、隣に譲受人の施設があり、その一部も砂利敷の駐車場で開放しているのですけれども、そこがすぐ掘れてしまって、維持に手間がかかり過ぎてしまうので、そこも舗装するような計画になっております。

○4番（大竹孝一君） 一時転用に差し戻してしまえばいい。

○12番（朝倉直芳君） 譲受人が、現状、農振地区であるものを5条転用するのだから、返す時は、農地にして返すというのが、本来、譲受人の役目ではないのでは無いんだけれども。

○局長補佐（松澤一樹君） おっしゃることは、承知はしているのですけれども。

○12番（朝倉直芳君） そういう条件を付けるんだったら、許認可は県だもんね。

○局長補佐（松澤一樹君） 茅ヶ崎市管内は、神奈川県知事が許可権者になります。

○12番（朝倉直芳君） 農業委員会としては、農地に復元すると回答するしか言いようがないです。まして、市が借り受けるのだから、借りた人間が返す時に農地にして返すっていうのは、当たり前のことではないか。

- 4番（大竹孝一君） 仁義っていうのか、筋が通らない。
- 5番（小西利章君） 議長、いいですか。
- 議長（原田勝幸君） はい、どうぞ。
- 5番（小西利章君） 話を聞いていて、借りる譲受人にすれば、借りる方向でもう話は決まっているようなニュアンスでしょ。
- 局長補佐（松澤一樹君） 借りたいということで、動いてはいるかと思います。
- 5番（小西利章君） もう、それで動いちゃっていて、後は、農業委員会で許可が出ましたっていう、それが欲しいだけですよね。農業委員会としては、いろいろ意見が出ていて、諸手を挙げて賛成ですよと言う意見は誰もいないと思うんですよね。結局、農業委員会で許可されましたから良いですよというように持って行かれると農業委員会では何をやっていたんだということになってしまって、農業委員会としては、何か一言入れて欲しいですね。まるきり賛成した訳では無いですということを。
- 区域3（三橋清高君） 今日、收拾付けるには、それしか無いですよね。
- 局長補佐（松澤一樹君） そうですね。基本的に法律の中で、農業委員会は意見を付して、神奈川県知事に意見書を提出しなければいけないということになっておりますので、保留とかそういうのでは無くて、書類上も整っていますので、何かしらの回答を。
- 区域3（三橋清高君） 最後に、拒否権も無い農業委員に最後に審議させるのって、おかしくないですか。
- 局長補佐（松澤一樹君） この後の流れとしては、県に意見書を送付した後、県の方でも、審査、意見聴取を経てから、許可とか不許可とかを決めことになっていますので、農業委員会としては、許可相当か、不許可相当かの意見を県に進達するということになっています。
- 4番（大竹孝一君） 多数決って言うわけにはいかないのでしょ。
- 5番（小西利章君） 少なくとも、地元の人達への説明は、100パーセントとはいわないにしても、説明を尽くして貰って、という意見を農業委員会としては付けて貰う形でしか無いと思います。
- 4番（大竹孝一君） 地元といつても、そこの農地を持っている人達は、地元の人ばかりでは無いからね。
- 5番（小西利章君） 地権者がですか。
- 4番（大竹孝一君） さっき聞いてたら、地元の生産組合と地元の自治会というけれど

も、遠くから、土地を持っている人が耕作をしに来ているから、ちゃんと全ての人に意見というか、書類でもいいから送るとか、そういった対応は出来ているのか。譲渡人の多くは、この地区の生産者では無いですよね、

○局長補佐（松澤一樹君） そうですね。おそらく、生産組合は、違うところで入られているのかなと憶測なので、大変申し訳ありません。

○4番（大竹孝一君） 地元には言ったけれども、隣の地権者は、他から来てやっているのに何も知らないというのは、まずいよね。

○局長補佐（松澤一樹君） 当然、生産組合に入られていない方もいらっしゃるので、自治会とかそういった所でもカバーできるような体制というのを考えているようです。

ただ、間に挟まれた土地の地権者が、全て、どこにお住まいかというのは、承知はしていないので、今回の対応で、すべて、満たすかどうかといったところは、判らないところではあります。

当然、許可有りきという訳ではないので、あくまでも、申請に対して、皆様の合意の中で、許可相当か、不許可相当かを決めていただきたい。どちらの味方とか、そういったことは無いのですけれども、今回は、基準を全て満たしていると考えているので、不許可にするのであれば、基準を満たしていないという所で、お話ををしていかないと考えています。

○3番（柿澤博君） それは難しいですね。

○区域3（三橋清高君） 一体化を壊しかねないという理由ではだめなのでしょ。

○8番（原田勝幸君） 事務局がずっと色分けしろ、色分けしろと飽きるほど言っていた、それが本質なんだ。でも、萩園でさえ、色分けしていない。みんな選ぶことが出来ない。

○7番（吉田恵子君） 要するに、書類が全部揃っていれば、許可が下りちゃうんですよ。

○8番（原田勝幸君） 色分けしてあれば、異議が出来るんですよ。

○7番（吉田恵子君） 私達、農業委員会って何なの。何年間もやってきて、これおかしいんじゃないのって言っても、結局は、書類が揃っていれば、許可を下ろすんですよって、私達は、なんなんですかって言いたいですよ。三橋委員や朝倉委員が色々意見を出しても、それが通らないっていうのは、すごく無力ですよね。何年間もやってきて。本当に、残念です。空しい。

○4番（大竹孝一君） 飛び地っていうのは、どう考えたって、一般の人も。

○3番（柿澤博君） 農振地域全体のことを考えたときに、あり得ないことだと思います。

○4番（大竹孝一君） 飛び地になっている間が、ゆくゆくは、そこが買収なり賃借になって、一体として使えるのならしょうが無いなと思えるんだけれど、飛び地で将来、そこ  
の絵が無い。

○3番（柿澤博君） それを早めちゃうとかね。

○区域3（三橋清高君） たかだか、6人の地権者に説明に行かなかつたんでしょ。交渉  
しに行かなくて、打診もしなかつたんでしょ。

○局長補佐（松澤一樹君） 打診をしたかどうかまでは、詳しく、だれがどこで、どうい  
う経過で、そこまでの確認はしていないです。まずは、スピード重視と言うところで今回  
の選定地を選んだと。

○区域3（三橋清高君） スピード感は、勘違いだ。まともな行程を踏んでやるのが、そ  
れが、早いのがスピード感だと思います。

○12番（朝倉直芳君） 本来、こつこつ、こつこつやっていくのが当たり前だよ。スピー  
ド重視じゃ無いよ。

○4番（大竹孝一君） 拙速すぎる。言い訳って、聞かれたときに「決まったことだから」  
って説明するのか、農業委員のほぼほぼは、多分、納得できない人が居ると思うんですけど。

○8番（原田勝幸君） 申請地の譲渡人の方では無くて、6の方なら皆さんも納得した  
のだろうけれども、残念ながら、その6～7人の中に納税猶予が掛かっている家もあるか  
ら、そうすると、遡って、相続税を払わなければいけない。

○区域3（三橋清高君） それでも、打診しに行くべきではないですか。

○8番（原田勝幸君） そうすると、その人に相続税を払わせることになる。

○区域3（三橋清高君） それは、やり方はあるのか。

○8番（原田勝幸君） 譲受人が払うの。

○区域3（三橋清高君） それは、僕と原田さんとの話では無い。

○区域5（平牧直樹君） 繁急性があるから、それくらい出してもしょうがないと思うけ  
れどね。

○8番（原田勝幸君） それはそれで、不公平。

○13番（村越重芳君） 134号線の下りの路線で、80台が左側に県の土地を借りて作れると、  
その他に下水道の所にも駐車場がある、それから、柳島記念会館にも駐車場が有る。そ  
ういうのも含めれば、もっと旨く利用すれば、28台分くらいは、暫定的に、しばらくは、い

いんじやないかと思うんですよ。とにかく、左側に駐車場が出来るということ自体は、すごく、良いと思うんですよ。左の人が使えるようになるから。そんなことを、農業委員会で話すことでは無いんですけど、そういうことだと思うんですよ。それによって、28台分の農地が減ってしまうということになるので、その辺がしっくりしないことがある。今ある駐車場の隣接に、なにも鉄砲道沿いで無くても良いから、そういう方が居れば、28台分か30台分か判らないなんだけれども、そのくらいの面積を確保できるように考えておく方が良いのかなと思うんだけど。地権者が少なくて、簡単に行くからってということで文句が来てしまっている感じがする。また、オープンして、半年くらいで、こういうことになっているのは、見誤ってしまったというのか、うれしい誤算だったのかもしれないけども。

これで、譲受人が取り下げると言うことは、出来るのかな。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請者が取り下げるということは出来ると思うのですよ。ただ、やりたいっていうことで、今回、申請してきましたので、どういう理由で取り下げるかは、判らないですけれども。

○4番（大竹孝一君） こういう理由は、譲受人としては、判っているのか。こういう話が出ると言う、想定は全然してない訳なのか。

○局長補佐（松澤一樹君） それは、地域の問題があるとかですか。

○4番（大竹孝一君） 地域とか農地の問題とか、いろいろ考えることがあるということ。

○局長補佐（松澤一樹君） 生産組合とか自治会にお話をしたと言うことで、聞いてはいるのですけれども。

○区域3（三橋清高君） 議会をみても、最低限の説明しかしなかった。資料を見せて貰ったが、それで、やり過ごして、ここに至っていることは、分かっています。

○区域5（平牧直樹君） 今後、例えば、これが許可になって、まだ、足りない。となつた場合、奥へ、増やすことも可能ですよね。当然ながら、これが通るのであれば。

○局長補佐（松澤一樹君） こちらについては、確認したのですけれども、現状では、増やす予定は無いと。

○区域5（平牧直樹君） 車の渋滞で困るとなれば、至急、作らないといけない訳だから、隣接地を増やしていくのが一番簡単な方法なのだろうから。

○局長補佐（松澤一樹君） 譲受人の方は、交通量調査をして、まだ、契約期間中なので、成果物が無いようすけれども、業者と話す中では、検討の結果、100台程度有れば、地域

の渋滞は解消されるという話で、今回、100台程度を確保したいということで申請に至ったと確認しています。

○3番（柿澤博君） 県の方の場所を借りて、80台ほどを借りることが出来るということでしたが、とりあえず、今回、それだけにして貰って、こちらの案件は、もうちょっと、考え方直して貰うと言うことは、出来ないですかね。

○局長補佐（松澤一樹君） 県との協議もまだ、終わっていないので、引き続きの案件のようなのですけれども、そこが開設できるのは、令和8年の中頃らしいです。

○3番（柿澤博君） 来年の中頃ですか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい。

○3番（柿澤博君） 今回の件については、いつ頃になるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 予定では、許可が下りてから、1ヶ月以内では出来るでは無いかという計画になっております。ですので、早ければ、来年の2月中、下旬の方だとは思うのですけれども。

○3番（柿澤博君） そんなに急いでいるという状況なのか。

○局長補佐（松澤一樹君） なるべく早く、駐車スペースを確保したいということです。

○区域3（三橋清高君） そのために、2～30年後の農地の先を考えずにやる訳ですね。

○3番（柿澤博君） 農業委員会としては、そう思うよね。ここで、会話をすることは全部上げていただきたいなと思います。

○4番（大竹孝一君） これは、議事録に残るのかね。

○局長補佐（松澤一樹君） 個人情報等以外は。

○4番（大竹孝一君） ここでの会話、逐一、こういう話が有ったということは、議事録に残って、オープンに出来るということなのかな。

○局長補佐（松澤一樹君） これまでも、そうなのですが、議事録は、公開するということになっていますので、市のホームページに毎月、即時更新では無いですけれども、時間をいただいて、公表の方は、ほとんどの農業委員会でやっていると思います。

○3番（柿澤博君） これを認めるか認めないかという回答をここで出す訳じゃ無いですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 許可相当か、不許可相当かの意見ですね。

○3番（柿澤博君） それにくつ付けて、議事録ではないですけれども、ここで、こういう内容で議論されたよというのもくつ付けて貰ってということになるんですかね。

○局長補佐（松澤一樹君） 議事録は間に合わないかなと思うのですけれど、要旨としては、県の方にお伝えするというのは、可能かと思います。

○7番（吉田恵子君） 農振地域では無いのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 農業振興地域です。

○7番（吉田恵子君） でしょう。それって、農家さんなら買えるけれど、普通の人は買えないでしょ。

○局長補佐（松澤一樹君） 農振だけではなくて、農地自体が、先ほども皆様にご審議いただきましたけれども、農業が出来る方でないと買えないので、ただ、昔みたいに、下限面積というものが無くなりましたので、面積要件は今は無いです。

○区域5（平牧直樹君） 反対理由が明確で無ければ無理なんですね。

○4番（大竹孝一君） 終着点は、どうなるのか。このままずっとこの話をしても決まらないと思うんだけど。

○12番（朝倉直芳君） 議長、この場で、もし、認可か、承認か皆さんが返事しますよね、それをしなかった場合は、どうするの。

○議長（原田勝幸君） 物理的に許可できない理由を明確にしないと拒否できない。

○区域3（三橋清高君） 条件的なところをつかななければならない。

○議長（原田勝幸君） 物理的な、例えば、今まであった用水路が死んじやうじや無いか、排水が死んじやうじや無いか、また、例えば、入り口を擁壁作られて、奥の人の立ち入り権が遮断されてしまうとか、そういうのが無いと。

○4番（大竹孝一君） 事務局一任みたいなことはあるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 事務局には、議決権がございません。

○4番（大竹孝一君） 議長一任か。

○議長（原田勝幸君） 私は代理なんだけれども。

○区域5（平牧直樹君） 議長に一任する。

○議長（原田勝幸君） テープレコーダーで、全文、県の方に上げて、こんだけ紛糾しましたということを、私の要求として、私は、どちらの味方でもないんだけれど。

○区域3（三橋清高君） それは、出来るのかな。県にそれを付けて。

○局長補佐（松澤一樹君） それは意見として、回答期限が短いので、全文興しというのは、厳しいですけれども、要旨については、こういった意見がありましたと添えることは出来るかと思います。

○議長（原田勝幸君） テープレコーダーをそのまま、流せばいいでしょ。

○局長補佐（松澤一樹君） 意見としては、添えることは出来ます。

○議長（原田勝幸君） 本件については、多くの委員よりご意見をいただきましたことを踏まえまして、議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付しますが、その意見の中に、地元に対して丁寧な説明をするよう添えるということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

再度確認します、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第64号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件及び2番案件については、区域4内田委員より、3番案件については、区域5平牧委員より、4番案件及び5番案件までについては、区域3三橋委員より、6番案件については、区域2生川委員より、報告をお願いいたしますが、6番案件が出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事に参与することができませんので、出席委員におかれましては、5番案件の採決が終了後、一時退席をお願いいたします。

始めに、1番案件から5番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第64号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畠、 $677\text{m}^2$ でございます。

権利の存続期間は、令和8年3月1日から令和10年2月29日までとなり、新たに2年間

の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の農地は、1筆、現況畠、383m<sup>2</sup>でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、1番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の農地は、1筆、現況畠、1,530m<sup>2</sup>でございます。

権利の存続期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

続いて、三橋委員より、報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、4番及び5番案件をご報告いたします。

～4番案件及び5番案件について内容を説明～

4番案件の農地は、1筆、現況畠、991m<sup>2</sup>でございます。

権利の存続期間は、令和8年3月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに1年1ヶ月の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

続いて、5番案件の農地は、1筆、現況畠、363m<sup>2</sup>でございます。

権利の存続期間は、令和8年3月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに1年1ヶ月の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 5番案件の借り手の方につきましては、令和7年10月から就農された新規就農者となります。

※上記の内容で良いでしょうか。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第64号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取についてのうち、1番案件から5番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後3時19分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

---

午後3時20分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第64号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取についてのうち、6番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域2生川委員より報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 続いて、6番案件をご報告いたします。

～6番案件について内容を説明～

6番案件の農地は、1筆、現況畑、1,176m<sup>2</sup>のうち460m<sup>2</sup>でございます。

権利の存続期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○14番（小澤昇君） 通常、1年ですと3月1日から2月29日ですが、4番、5番案件については、年度末まで1か月伸ばしているということは、別に、期間は、1年間と決まっているわけでは無いと言うことなのでしょうか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。それぞれ、お互いに決めていただければ、ということになっていきます。

○14番（小澤昇君） ただ、3年が限度でしたか。

○局長補佐（松澤一樹君） 5年間という方もいらっしゃいます。

○14番（小澤昇君） はい、判りました。ありがとうございます。

※上記の内容で良いでしょうか。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第64号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取についてのうち、6番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後3時22分休憩

（当該委員入室）

---

午後3時23分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第4、議案第65号、相

続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

3番柿澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（柿澤博君） 議案第65号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

被相続人が令和7年4月16日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明が提出されたものでございます。

令和7年12月10日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、1筆、畠、742m<sup>2</sup>について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、1筆、畠、742m<sup>2</sup>につきましては、タマネギ、大根、さやえんどう、ふきが作付けされていました。

農機具の保有状況は、耕運機、草刈り機、トラクター、その他一式でございます。

労働力は、本人46歳、従事日数120日、兼業、母76歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第65号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第66号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

3番柿澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（柿澤博君） 議案第66号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件及び2番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和7年12月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計1,562m<sup>2</sup>につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、テーラー、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人62歳、従事日数350日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、2番案件をご報告いたします。

令和7年12月11日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計2,359m<sup>2</sup>につきましては、プロッコリーが作付けされていました。

1筆、畑、1,206m<sup>2</sup>につきましては、カブが作付けされていました。

2筆、いずれも畑、合計581m<sup>2</sup>につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,867m<sup>2</sup>につきましては、一体として耕作しており、白菜、キャベツ、ソラマメ等が作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、ポンプ、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人85歳、従事日数330日、専業、子の子33歳、従事日数30日、兼業、子の子29歳、従事日数50日、兼業、子の子26歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第66号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第8、報告第36号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書6ページのとおり、1番案件から6番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、駐車場敷地、住宅敷地、福祉施設敷地及び共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は7ページから8ページのとおり、1番案件から14番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、店舗敷地及び道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第36号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、ご説明いたします。

議案書は9ページになります。

本案件は、合意解約の通知を受けた案件となります。

～1番案件について内容を説明～

1番案件は、農地中間管理機構と借り手から提出されたものであり、合意解約の合意が成立した日は、令和7年10月7日でございます。

こちらにつきましては、新たな借り手として、先ほどご審議いただきました議案書3ページの議案第64号の4番案件と5番案件で新たな借り手が見つかったということで、申請されております。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第34号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第35号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第36号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時34分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員